

山口県報

平成20年
12月24日
(水曜日)

山口県食の安心・安全推進条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県条例第四十三号

山口県食の安心・安全推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 食の安心・安全に関する基本的施策（第八条―第二十四条）

第三章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置（第二十五条―第三十条）

第四章 山口県食の安心・安全審議会（第三十一条）

目 次

条例	一
山口県食の安心・安全推進条例	一
山口県食の安心・安全推進条例	一〇
地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例	一〇
地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例	一一
地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例	一一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	一二
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	一二
食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例	一七
山口県営改良住宅条例の一部を改正する条例	一八

山口県知事 二 井 関 成

第五章 雑則（第三十二条）

附則

食は、人の生命と健康の源であり、人が生きていく上で欠くことのできないものである。健全な食生活を維持し、豊かな暮らしを実現するために、食品の安全性の確保は不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼してはじめて、安心して食生活を営むことができる。

本県は、三方が海に開けた豊かな自然に恵まれ、多彩な農林水産物や優れた加工食品の生産地となっている。また、この地では古くから文物が交流し、地域の歴史と伝統に培われた独自の食文化を継承し、育んできた。

一方、科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、食品の安全性が脅かされ、又は食品に対する信頼が損なわれる事態が相次いで発生している。

こうした事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち山口県民の強い願いであり、県、食品関連事業者及び県民は、食の重要性を十分に認識し、それぞれの責務と役割を果たしながら、互いに協働して、食の安心・安全の推進に地域社会全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食の安心・安全の推進について、基本理念を定め、並びに県、食品関連事業者及び県民の責務及び役割を明らかにするとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項並びに県民の健康被害の防止及び食品表示の適正化に必要な事項を定めることにより、食の安心・安全を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全な食品の生産及び供給に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「食の安心・安全」とは、食品が十分な安全性を有しており、かつ、食品の信頼性が維持された状態となるようにすることをいう。

2 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）

をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

4 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格、保存の方法その他に関する表示をいう。

5 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者であつて、県の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。

一 食品を生産し、又は輸入することを業とする者

二 食品を販売することを業とする者であつて、次に掲げるもの

イ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第十項の規定により販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で厚生労働大臣に届け出た製造者の製造所固有の記号の記載をもつて製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えた場合の当該販売者

ロ イに掲げる者のほか、氏名その他の自己を示す文字、記号その他のものを食品に表示して販売した者

三 第一号に掲げる者により構成される団体

（基本理念）

第三条 食の安心・安全は、県民の健康の保護及び食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 食の安心・安全は、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、それぞれの関係者が食の安心・安全に関して責任を有することを認識し、適切な措置を講ずることにより、推進されなければならない。

3 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、情報及び意見の交換その他の交流を通じ、それぞれが担う責務又は役割を相互に理解し、互いの協力の下に取り進むことにより、推進されなければならない。

4 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、消費者の意識の変化に的確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する食の安心・安全の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全に関する

施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第五条 県は、食の安心・安全に関する施策を地域の实情に応じて効果的に実施するため、市町との密接な連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第六条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全についての第一義的責任を有していることを認識し、食の安心・安全を推進するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めることができるよう、特に配慮しなければならない。

(県民の役割)

第七条 県民は、自ら進んで食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるよう努め、食品の消費に際しその安全性を損なうことがないよう適切に行動することによって、食の安心・安全の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 食の安心・安全に関する基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、食の安心・安全に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、食の安心・安全の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食の安心・安全に関する施策についての基本的な方針
- 二 食の安心・安全に関する施策の推進に関する目標
- 三 食の安心・安全に関し、県が総合かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（農林水産物の安全性の確保及び信頼性の向上）

第九条 県は、農林産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、できる限り農薬を使用しない農林産物の生産技術の開発及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、畜産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、家畜の飼養に当たつての衛生的な管理の指導及び促進、家畜の伝染性疾病の検査及び監視並びに防疫体制の整備、畜産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、生鮮の水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、水産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（衛生管理の高度化）

第十条 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第十一条 県は、前条に定めるもののほか、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品表示の適正化）

第十二条 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第十三条 県は、前条に定めるもののほか、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行

うとともに、食品表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処)

第十四条 県は、食品の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制を整備するものとする。

2 県は、前項の事態への対処について、あらかじめ、その具体的な手順を定めておくよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第十五条 県は、食の安心・安全に関する科学的知見に基づく情報その他の情報の収集整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(情報及び意見の交換の機会の提供)

第十六条 県は、食の安心・安全に関し、食品関連事業者と県民とが相互に理解を深めることができるようするため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

(県民運動)

第十七条 県は、地域社会において食の安心・安全を推進する気運の醸成を図るための県民の運動(以下「県民運動」という。)が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町、食品関連事業者及び県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努めるものとする。

(県民の参画)

第十八条 県は、食の安心・安全の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

2 県は、前項の人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

(食を考える日)

第十九条 食品関連事業者及び県民は、毎月第三日曜日を標準として、おおむね毎月一回以上、一定の日を定めて、食の安心・安全の重要性を認識し、食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 県は、毎年、期間を定めて、食を考える日(前項の規定により食品関連事業者及び県民が定める日をいう。)(の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(食育の推進)

第二十条 県は、県民が食の安心・安全を実践するためには、食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが必要であることにかんがみ、食育の推進を図るものとする。

(地産地消の推進)

第二十一条 県は、地産地消（食品が生産された地域内で当該食品を消費することをいう。以下同じ。）が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識及び理解を深め、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することにより、食の安心・安全に資するものであることにかんがみ、地産地消を推進するものとする。

(環境への配慮)

第二十二条 県は、食品の安全性の確保に支障が生ずることを防止するため、環境に及ぼす影響が少ない生産方式の開発及びその普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、食品供給行程の各段階を通じて食品の安全性を確保するための施策を適正に実施するために必要な監視、指導及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、食の安心・安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置

(県民からの申出に対する措置)

第二十五条 県の機関は、県民から食品が原因となつて人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある旨又は食品表示が適正に行われておらず、若しくは行われていないおそれがある旨の申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して、速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(出荷の制限)

第二十六条 農林水産物を生産し、又は採取する者（これらの者により構成される団体を含む。）は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(食品の自主的な回収に係る報告等)

第二十七条 特定事業者は、特定事業者又はその構成員が生産し、輸入し、又は販売した食品が食品衛生法の規定に違反して生産され、輸入され、若しくは販売され、又はそのおそれがあることにより当該食品の回収に着手したとき(次に掲げる場合を除く。)は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法第五十四条の規定による命令その他法令の規定による処分により回収に着手した場合
二 回収に係る食品が食品衛生法第十九条第二項の規定のみに違反して販売され、又はそのおそれがある場合であつて、人の健康に係る被害が生ずるおそれが少ないものとして規則で定めるとき。

三 当該食品が県の区域内において流通していないことが明らかである場合

四 当該食品が消費者に販売されていないことが明らかである場合

2 自ら生産し、又は輸入した食品を直接消費者に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 知事は、第一項の規定による報告に係る回収の措置の内容が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適当でないと認めるときは、当該報告をした者に対し、回収の措置の内容の変更その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

4 第一項の規定による報告をした者は、当該報告に係る回収の措置を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

5 知事は、第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容に係る情報を公表することができる。

(食品表示責任者)

第二十八条 県の区域内に事業所又は事務所を有する食品関連事業者(食品の輸入、製造、加工又は販売を行う者に限る。)は、その営業に係る事業所又は事務所ごとに、食品表示に関する責任者(以下「食品表示責任者」という。)を置くよう努めるものとする。

2 前項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、食品表示責任者に次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 当該事業所又は事務所において取り扱う食品の食品表示が適正に行われるように、その食品の輸入、製造、加工又は販売に従事する者を監督すること。

二 役員、使用人その他の従業者に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。

三 当該事業所又は事務所における食品表示に関し、食品関連事業者に対して、必要な意見を述べること。

3 第一項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、前項第三号の規定による食品表示責任者の意見を尊重しなければならない。

(立入検査等)

第二十九条 知事は、第二十五条から第二十七条までの規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(勧告及び公表)

第三十条 知事は、第二十六条に規定する者が同条の規定に違反して同条に規定する農林水産物を出荷した場合又は特定事業者が第二十七条第一項の規定による報告をしない場合には、これらの者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとり、又は同項の規定による報告をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三章第三節の規定の例による。

第四章 山口県食の安心・安全審議会

第三十一条 食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(規則への委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十四号

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方独立行政法人評価委員会として設置された地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、経営又は産業技術に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第五条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第六条 委員会の庶務は、商工労働部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十五号

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の条例で定める重要な

財産は、適正な見積価額が七千万円以上の不動産（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十六号

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第一項の条例で定める内部組織は、山口県産業技術センター条例（昭和四十二年山口県条例第二号）第一条の規定により設置された山口県産業技術センター（総務課を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項分べん料に関する部分を次のように改める。

分べん料	
<p>備考</p> <p>1 診療時間以外の時間に診療(分べんの介助を含む。以下この項において同じ。)を行った場合(帝王切開を行った場合を除く。)の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から三万円を減じた額に百分の二十(午後十時から午前六時までの間に診療を行ったときは、百分の四十)を乗じて得た額を当該分べん料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 在胎期間が二十二週間に満たない場合の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から三万円を減じた金額とする。</p>	<p>一児につき</p> <p>(多胎の場合にあっては、第二児以降、一児につき六万五千五百円)</p> <p>十万千円</p>

別表第一の10の表を別表第一の11の表とし、別表第一の9の表の次に次の一表を加える。

10 選挙管理委員会関係使用料手数料

項 類	公の施設又は事務の種類	名 称	区 分	単 位	金 額
			複写機により用紙に複写したものを交付する場合	一枚につき	十円
			スキヤナにより読み取つて電子磁気録へ電子方式の磁気的式による認識の知覚的によつてできないこと		

				— る開等少 示の額領 務に写領 関し収 すの書
				示等少 手の額領 数写領 料し収 開書
複 写 機 に よ り 用 紙 に 交 付 す る 場 合	ス キ ヤ ナ に よ り 電 磁 的 に 読 み 取 つ て 可 能 な 場 合 に 交 付 す る 場 合	ス キ ヤ ナ に よ り 電 磁 的 に 読 み 取 つ て 可 能 な 場 合 に 交 付 す る 場 合	ス キ ヤ ナ に よ り 電 磁 的 に 読 み 取 つ て 可 能 な 場 合 に 交 付 す る 場 合	ス キ ヤ ナ に よ り 電 磁 的 に 読 み 取 つ て 可 能 な 場 合 に 交 付 す る 場 合
一 枚 に つ き	一 枚 に つ き	一 枚 に つ き	一 枚 に つ き	一 枚 に つ き
十 円	八 十 円 に 少 額 領 収 書 等 の 加 算 し た 額	六 十 円 に 少 額 領 収 書 等 の 加 算 し た 額	六 十 円 に 少 額 領 収 書 等 の 加 算 し た 額	四 十 円 に 少 額 領 収 書 等 の 加 算 し た 額

第二条 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第一の5の表二の項分べん料に関する部分中

	二 等 の 交 付 に 関 し る 事 務	
	等 の 交 付 手 数 料	
<p>ス キ ヤ ナ に よ り 読 み 取 つ て で き た 電 磁 的 記 録 を 光 デ ィ ス ク (日本工業規格X六 二四一に適合する直 径百二十ミリメー ルの光ディスクの再 生装置で再生するこ とが可能なものに限 る。)に複写したも のを交付する場合</p>	<p>ス キ ヤ ナ に よ り 読 み 取 つ て で き た 電 磁 的 記 録 を 光 デ ィ ス ク (日本工業規格X六 二四一に適合する直 径百二十ミリメー ルの再生装置の再 生することによる 可能なものに限り る。)に複写したも のを交付する場合</p>	<p>ス キ ヤ ナ に よ り 読 み 取 つ て で き た 電 磁 的 記 録 を フ レ キ ビ ル カ ー ド に 複 写 し た も の を 交 付 す る 場 合</p>
一 枚 に つ き	一 枚 に つ き	一 枚 に つ き
<p>算 写 し た 額 八 十 円 に 収 支 報 告 書 等 の 一 枚 ご と に 十 円 を 加</p>	<p>算 写 し た 額 六 十 円 に 収 支 報 告 書 等 の 一 枚 ご と に 十 円 を 加</p>	<p>算 写 し た 額 四 十 円 に 収 支 報 告 書 等 の 一 枚 ご と に 十 円 を 加</p>

(施行期日)

附 則

<p>妊産婦健康 診査料</p>	<p>市町から委託を受けて行う健康診査 その他の健康診査</p>	<p>一人一回につき</p>	<p>健康診査の内容に応じ知事が定める額</p>
<p>(1) 医師が行つもの</p>	<p>一回につき</p>	<p>厚生労働省告示第五十九号別表第一により算出した点数に十二円六十銭の範囲内で知事が定める額を乗じて得た額</p>	<p>三千二百円</p>
<p>(2) 助産師が行つもの</p>	<p>一回につき</p>	<p>健康診査の内容に応じ知事が定める額</p>	<p>三千二百円</p>

<p>医師の管理の下において行う分べん</p>	<p>(1) 帝王切開によるもの (2) その他のもの</p>	<p>一児につき 一児につき 一児につき</p>	<p>は、多胎の場合にあつては、第二児以降、一児につき八万九千円) は、多胎の場合にあつては、第二児以降、一児につき九万九千円) は、多胎の場合にあつては、第二児以降、一児につき七万四千五百円)</p>
-------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	---

<p>医師の管理の下において行う分べん</p>	<p>一児につき</p>	<p>は、多胎の場合にあつては、第二児以降、一児につき六万五千五百円)</p>
-------------------------	--------------	---

に改め、同部分の次に次のように加える。

を

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
(山口県収入証紙条例の一部改正)

2 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「別表第一の10の表十の項」を「別表第一の11の表十の項」に改める。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十八号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法(表決に係る情報の伝達を受けるべき者(以下「受信者」という。)が表決に係る情報の内容を出力して書面を作成することができるものに限る。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 社員の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて表決に係る情報を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 社員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された表決に係る情報の内容を電気通信回線を通じて受信者が閲覧することができる状態に置き、受信者がこれを閲覧して受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に表決に係る情報を記録して受信者に交付する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十九号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（平成十二年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表一の項第一号イに次のただし書を加える。

ただし、飲食店営業を食品の販売に付随して行う場合であつて、当該食品の販売に係る施設の一部に調理場の区画を設けて簡易な調理のみを行う場合にあつては、洗浄設備を多槽式とすることを要しない。

別表第四の一の表二の項第五号ただし書中「ただし」の下に「、食肉を販売する施設であつて包装食肉のみを取り扱うもの」を加え、別表第四の二の表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

<p>三 食肉販売業（自動車によるものであつて、食肉のうち包装食肉のみを販売するものに限る。）</p>	<p>営業室については、一の項第一号イ及びロの(1)から(3)までに掲げるとおりとするほか、包装食肉を他の食品と区分して保存できる冷蔵設備又は冷蔵陳列設備を設けること。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県営改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十号

山口県営改良住宅条例の一部を改正する条例

山口県営改良住宅条例（昭和四十一年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「十七万八千円」を「十三万九千円」に、「十三万七千円」を「十一万四千円」に、「二十万円」を「十五万八千円」に、「二十四万二千円」を「十九万千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改良住宅に入居している者に係る家賃の決定及び変更については、平成二十六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の山口県営改良住宅条例第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十一年十二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)